寄附金を受け入れた時点における事業年度中の寄附をした者の氏名を知ることができない寄附金の総額が前事業年度の収入の総額の十分の一を超えない場合におけるものに限る。）を受け入れた年月日、当該年月日において受け入れた寄附金の募集の方法及びその金額

ハ　会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定（第二十五条第一項第一号イ(2)及びロ(2)において「会費等関係規定」という。）

九　［略］

［2・3　略］

（経理に関する事項）

第二十五条　法第三十一条第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　全ての収入について、その総額及び会費等、事業収入、借入金、その他の収入別の金額並びに次に掲げる事項

イ　第二十一条第一項第八号イに規定する会費等については、その種類及び当該種類ごとの次に掲げる事項

［(1)～(4)　略］

ロ　第二十一条第一項第八号ロに規定する寄附金については、次に掲げる事項

(1)　総額

(2)　会費等関係規定

(3)　寄附金を受け入れた年月日、当該年月日において受け入れた寄附金の募集の方法及びその金額

［略］

ハ

ニ　［略］

二　［略］

2　適格消費者団体が特定認定を受けて被害回復関係業務を行う場合における法第三十一条第三項第六号の内閣府令で定める事項は、前項各号の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。

九　［同上］

［2・3　同上］

（経理に関する事項）

第二十五条　法第三十一条第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　全ての収入について、その総額及び会費等、事業収入、借入金、その他の収入別の金額並びに次に掲げる事項

イ　会費等については、その種類及び当該種類ごとの次に掲げる事項

［(1)～(4)　同上］

［号の細分を加える。］

ロ

ハ　［同上］

［同上］

二　［同上］

2　適格消費者団体が特定認定を受けて被害回復関係業務を行う場合における法第三十一条第三項第六号の内閣府令で定める事項は、前項各号の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。

一　全ての収入について、その総額及び会費等、被害回復関係業務による事業収入、被害回復関係業務以外の業務による事業収入、借入金、その他の収入別の金額並びに次に掲げる事項

イ　前項第一号イ、ロ及びニに掲げる事項

［ロ・ハ　略］

二　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則（平成二十七年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（特定認定の申請書の記載事項） **第九条**　法第六十六条第一項第三号（法第六十九条第六項、法第七十一条第六項及び法第七十二条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］ 三　法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）	（特定認定の申請書の記載事項） **第九条**　法第六十六条第一項第三号（法第六十九条第六項、法第七十一条第六項及び法第七十二条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　同上］ ［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、平成二十九年十月一日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第八号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

会計検査院長　河戸　光彦